

福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について

平成 28 年 2 月 2 日(火)

原子力規制委員会

1. 目的・内容

原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響のあった地域における空間線量率の変化を確認するため、発電所から 80km 圏内及び圏外について継続的に航空機によるモニタリングを実施している。

今般、福島県及びその近隣県における平成 27 年 11 月 4 日時点(事故から約 56 か月後)の空間線量率の分布マップを作成した。

2. 方法

- 調査対象：福島県、宮城県、岩手県南部、山形県東部、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県北部及び埼玉県東部における地表面から 1m 高さの空間線量率
- 測定実施日：平成 27 年 9 月 12 日～11 月 4 日
- 使用航空機：民間ヘリコプター Bell412 及び Bell430
- 測定高度：対地高度で約 300m
- 測定値：測定は 1 秒ごとに行い、1 測定点の値(計数率(cps))は航空機下部の直径約 600m(高度により変化)の円内を平均化したものである。
- 空間線量率への換算：調査対象地域に設定したテストポイントにおいて、サーベイメータを用いて測定された地表面から 1m 高さの空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)と、その上空で測定された計数率(cps)から換算係数を求め、各測定点の上空で測定した計数率から、この換算係数を用いて地表面から 1m 高さの空間線量率を求めている。
- 調査実施機関：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

3. 結果

- 平成 27 年 11 月 4 日時点(事故から約 56 か月後)の福島県及びその近隣県における地表面から 1m 高さの空間線量率の分布マップを別紙 1 に示す。本マップは、得られた値を調査の最終日である平成 27 年 11 月 4 日時点に補正している。
- 平成 27 年 9 月 29 日時点(事故から約 54 か月後)の 80km 圏内における地表面から 1m 高さの空間線量率の分布マップを別紙 2 に示す。本マップは、得られた値を調査の最終日である平成 27 年 9 月 29 日時点に補正している。

以上

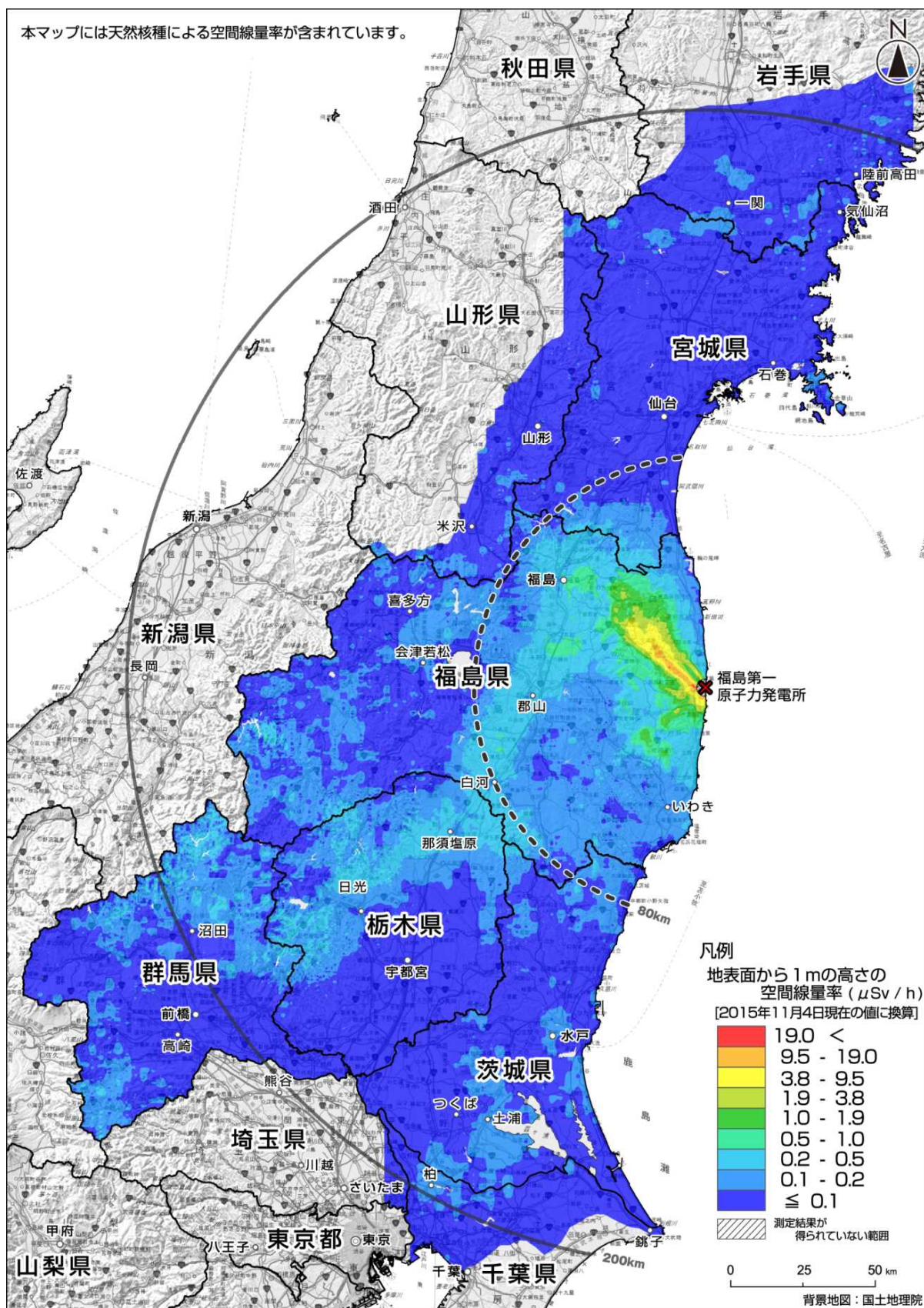
(参考)

○80km 圏内における空間線量率の分布マップの推移を参考 1 に示す。

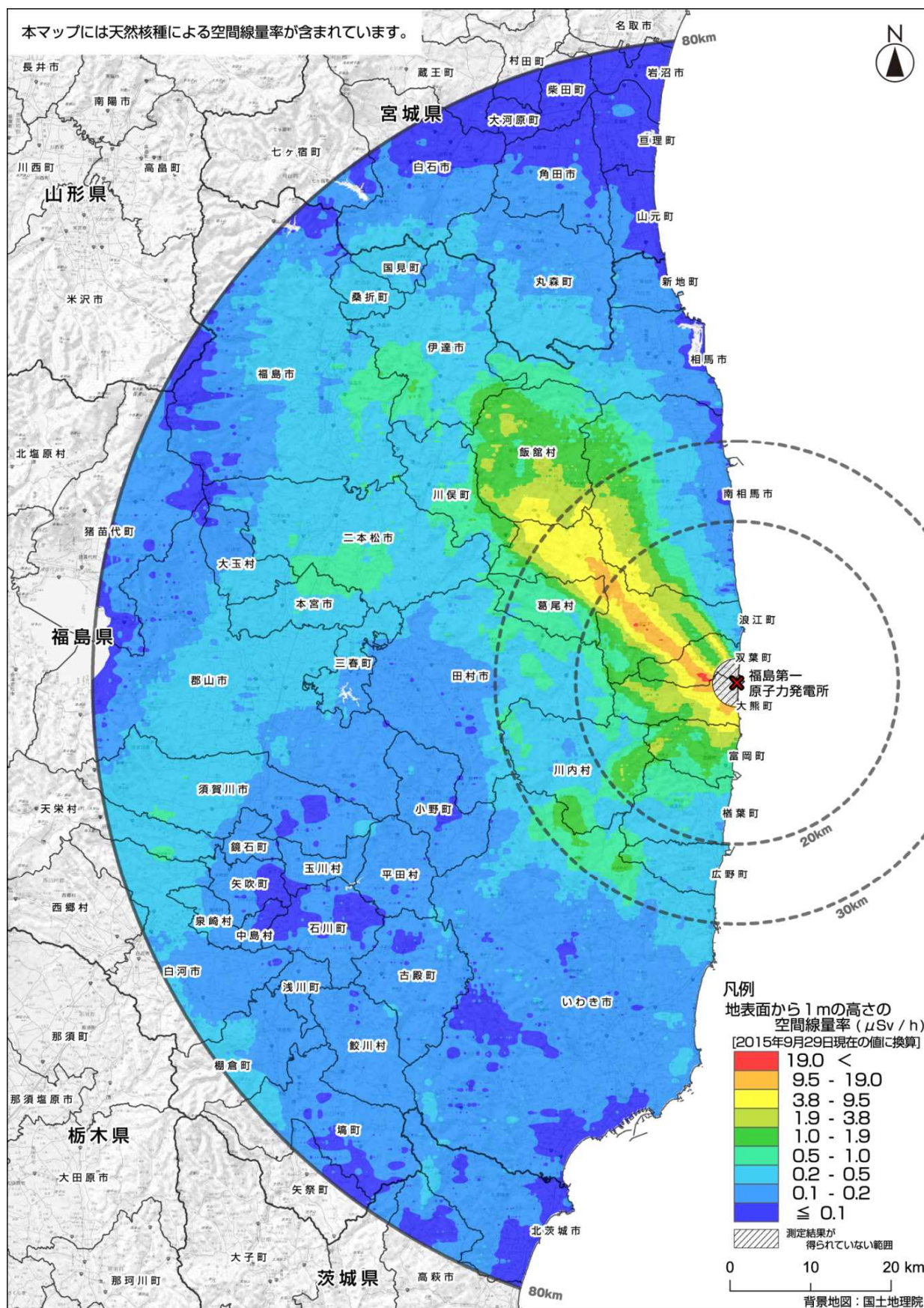
○以下のサイトにおいて関連する情報を提供している。

<http://ramap.jaea.go.jp/map/> 放射線量等分布マップ拡大サイト

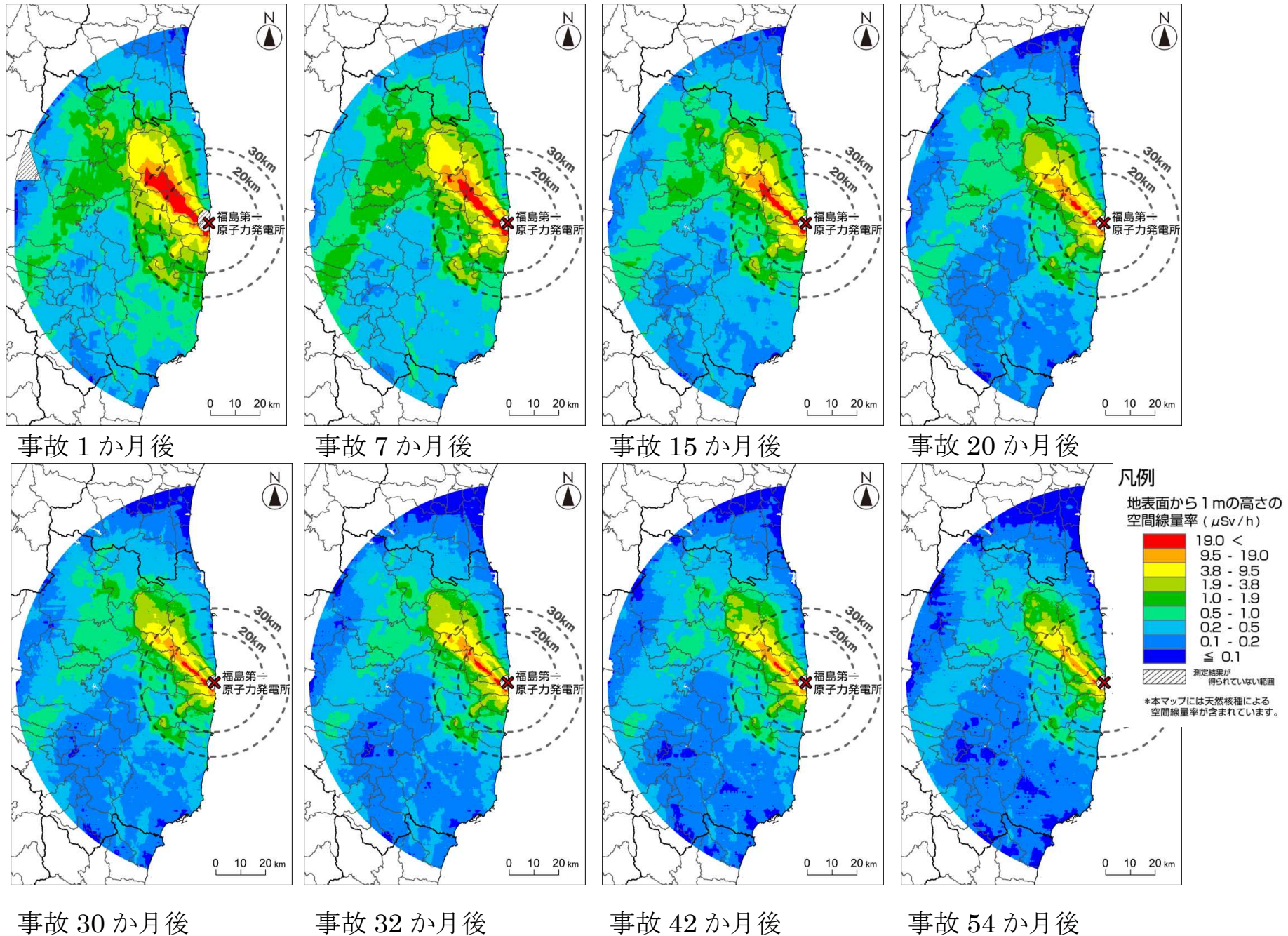
福島県及びその近隣県における空間線量率の分布マップ
(平成 27 年 11 月 4 日時点(事故から約 56 か月後))



80 km 圏内における空間線量率の分布マップ
(平成 27 年 9 月 29 日時点(事故から約 54 か月後))



参考1 80 km 圏内における空間線量率の分布マップの推移



帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

生活再建関連

福島県

考え方

- 避難指示区域外からの避難者への仮設・借上げ住宅の供与期間を、平成29年3月まで1年間延長するとともに、帰還・生活再建に向けた総合的な支援策に取り組む。
- 重点施策として、**避難元へ帰還する際の移転費用の支援、民間賃貸住宅家賃への支援、公営住宅等の確保に向けた取組**を実施。
- そのほか、生活再建支援策の拡充・継続を以下のとおり実施し、避難者の帰還や生活再建、生活の安定を図る。

生活再建支援策の拡充・継続

〈生活支援〉

- 避難者を支援する民間団体等との連携による、相談・見守り・交流の場の確保策を、平成28年度から新たに県内でも実施
- 避難世帯への適切な情報提供体制の強化
- 被災求職者や避難者、帰還者の就労支援による生活再建の実現

〈コミュニティ形成支援、心の復興〉

- 避難者同士及び地域住民との間のコミュニティの維持・形成を図るため、自治会・NPO等が実施する交流活動を支援
- 民俗芸能の継承・発展を支援し、ふるさととの絆を維持

〈教育〉

- 震災の影響による子どもの体力低下、肥満の増加等に対応するための、体力向上策や食環境整備
- 震災の影響により減少した体験活動を充実させ、これからの復興を担う子どもたちを育成

〈住まい〉

〈健康・福祉・子育て〉

〈就労〉

〈生活資金〉

〈放射線への対策〉

〈リスクコミュニケーション〉

〈除染〉

〈賠償支援〉

国（復興庁）

考え方

- 平成28年度に大幅に拡充する「被災者支援総合交付金」により、福島県が実施する県内外の避難者の生活再建等に向けた取組を支援。

被災者支援総合交付金

〈支援の対象とする事業メニュー例〉

〈被災者支援総合事業〉

〈住宅・生活再建支援〉

〈心の復興〉

〈コミュニティ形成支援〉

〈被災者生活支援事業〉

〈県外避難者支援〉

〈被災者見守り・相談支援事業〉

〈被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業〉

〈被災地健康支援事業〉

住宅確保

- 雇用促進住宅の一部提供について、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して協力を要請。

帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

主要施策概要

①民間賃貸住宅家賃への支援

(1) 対象世帯

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続することが必要な世帯。

なお、県内避難者については、終了後も避難の継続が必要な妊婦・子ども世帯を対象とする。

○避難指示区域からの避難世帯、被災者生活再建支援金の対象世帯、原子力損害賠償（住居確保損害）の対象となる世帯など他制度による支援がある世帯は除く。

○一定条件のもとで現在居住している都道府県内（県内は避難先の市町村内）で転居する世帯も対象とする。

（例：手狭、通院・通学、家賃が低廉な住宅への転居など）

(2) 収入要件

公営住宅法による公営住宅の入居基準を参考に、県が定めた基準額以下の世帯を対象とする。〔※収入要件については別紙を参考〕

○母子避難など二重生活世帯については「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取り扱う。

(3) 対象期間 平成29年4月から2年間とする。

○なお、避難者の方々の円滑な住宅確保のため、最大3ヶ月間（平成29年1月～3月）の補助の開始時期の前倒しを可能とする。前倒し期間の補助率は家賃の2分の1（一月当たり最大3万円）とする。

※前倒し期間を含めると、補助期間は最大2年3ヶ月となる。

(4) 補助率

1年目 家賃の2分の1（一月当たり最大3万円）

2年目 家賃の3分の1（一月当たり最大2万円）

○初期費用負担の軽減のため、定額10万円を別途補助する。

②住宅確保等への取組

(1) 公営住宅等の確保に向けた取組

応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先的な入居や、空き住戸の活用による支援を進める。

[福島県県営住宅]

○子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者について優先入居を実施。

（平成26年10月1日から実施）

○今後、当該支援対象避難者のうち応急仮設住宅等の入居者を対象に新たな優先枠を設け、中通りの住宅を中心に提供する予定。

※募集開始は平成28年度以降となる見込み。

[県外の公営住宅等]

○子ども・被災者支援法に基づく優先入居の実施等による独自支援を要請。

[雇用促進住宅]

○東日本の一部の空き住戸について、新たな入居先として募集し、平成31年3月まで入居可能とする。

○募集案内は平成28年度上期に公表し、募集開始時期は平成28年度下期以降となる予定。

※雇用促進住宅の入居者資格を満たす必要あり。

[UR賃貸住宅]

○①の対象世帯について、入居申込時の申込資格を緩和し、資格確認時における基準月収額の算定方法の特例を設定。

※その他の住宅を活用した支援についても、各管理者と協議の上、今後検討を進める。

いずれも有償での入居となります。

(2) 住まいに関する意向調査の実施

避難世帯ごとに、平成29年4月以降の住まいの確保状況や意向等を調査。郵送等により全戸への調査を実施。（平成28年1月）

③移転費用の支援

○福島県ふるさと住宅移転補助金
平成27年12月14日受付開始。

〈対象世帯〉

県内外の応急仮設住宅等から県内（県内避難世帯は避難元市町村）の自宅等へ移転した世帯。

※平成29年3月末までに完了する移転が対象。

〈補助額〉（ ）内は単身世帯

県外からの移転 10万円

（5万円）

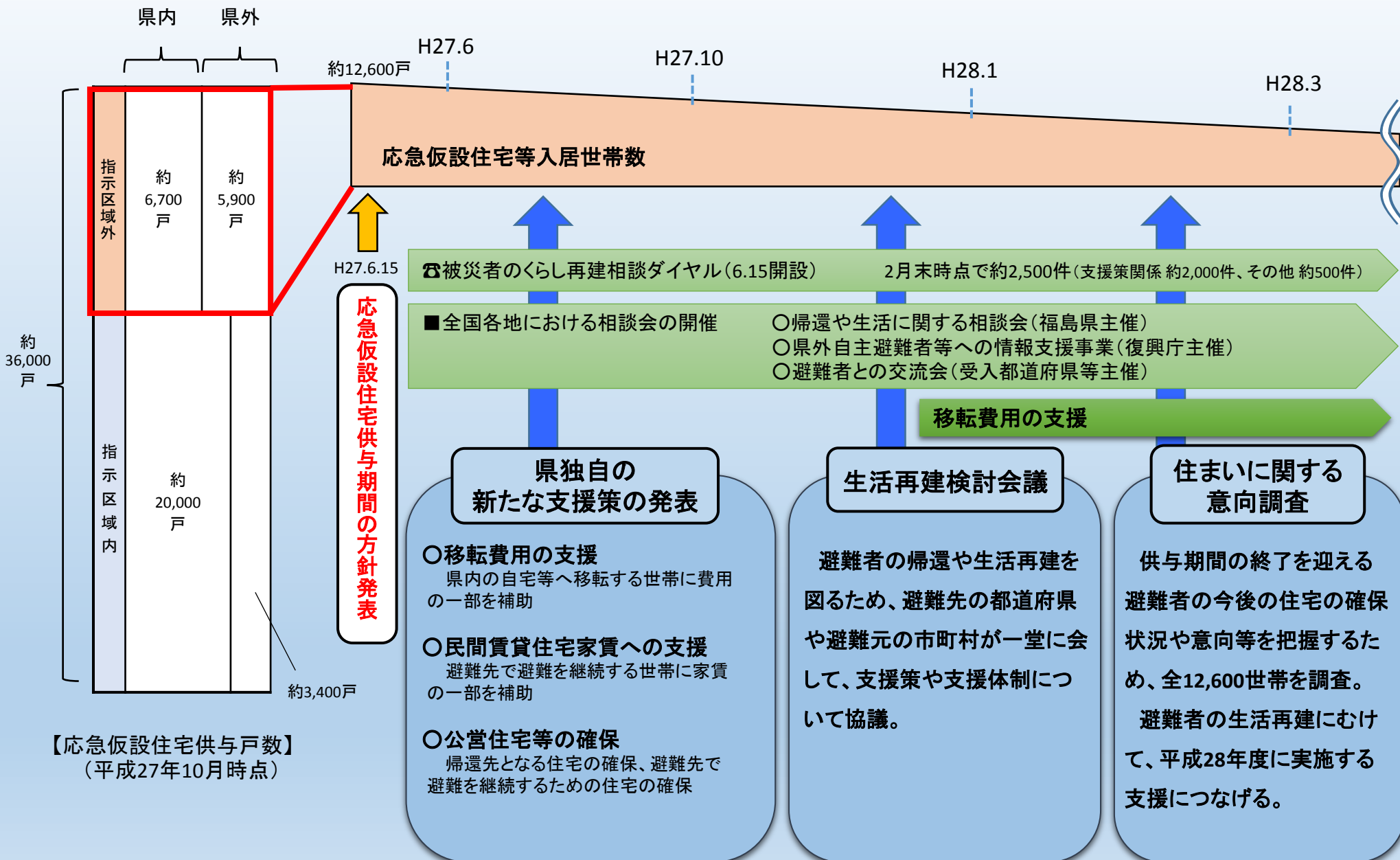
県内からの移転 5万円

（3万円）

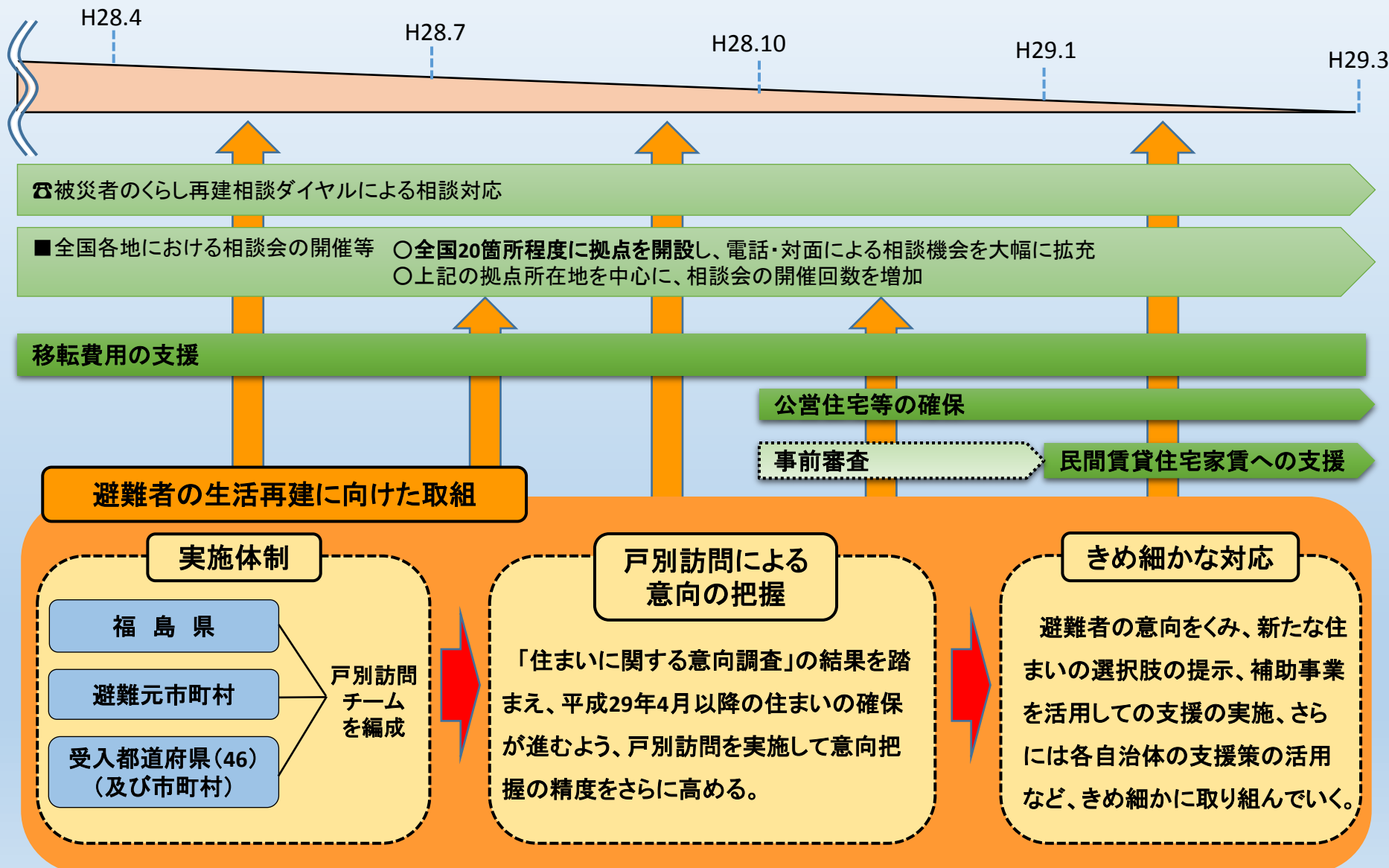
〈お問い合わせ先〉

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル
0120-303-059

避難者(指示区域外)の生活再建に向けた取組①



避難者(指示区域外)の生活再建に向けた取組②



自宅等への移行・生活再建の実現

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について

背景

「子ども・被災者支援法」（平成24年法律第48号）に基づき定められた「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成25年10月11日閣議決定）に、「支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を支援」する旨が位置づけられたことを踏まえ、支援対象避難者の公営住宅への入居に際し、優先的な取扱いを行うよう事業主体に要請(H26.6.18)。

概要

<施策の対象者（支援対象避難者）>

平成23年3月11日時点で、以下の「対象地域」に居住していた方。

→全市町村において、H26.10.1より居住実績証明書の発行開始(発行件数109件・H28.4末時点)

福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町の一部、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村の一部、新地町

<国が要請する優先的な取扱いの内容>

地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案した事業主体の判断により、以下のとおり優先的な取扱いを行うこと。→67都道府県・政令市のうち39都道府県・16政令市で実施（H28.4.16時点）

入居要件	通常の手配	優先的な取扱い
住宅困窮要件	住宅を所有している者は、原則として住宅困窮要件を満たさない。	対象地域内に住宅を所有していても、当該住宅を所有していないものとみなす
収入要件	入居者及び同居者の所得金額の合計額	分離避難の場合に限り、世帯全員の所得金額の合計額を1/2にした額
その他の入居要件	・居住地要件（「県内に住所を有すること」等） ・独立生計要件（「独立の生計を営む者であること等」） 等	可能な限り緩和

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

28年度予算額 220.3億円【復興】

（27年度予算額 58.9億円）

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から5年が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な拡充内容>

- ① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。
- ② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。
- ③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。
- ④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。
- ⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

①被災者支援総合事業

- ・住宅・生活再建支援
- ・「心の復興」
- ・高齢者等日常生活サポート
- ・コミュニティ形成支援
- ・県外避難者支援
- ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

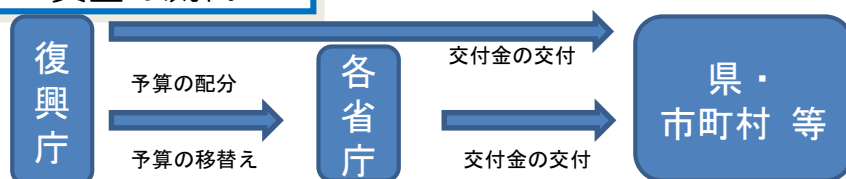
④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

資金の流れ



期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

県外避難者支援事業

【被災者支援総合事業⑥】

趣 旨

- 避難生活が長期化する中で、県外避難者の帰還・生活再建を促進するための相談支援・情報提供の取組は、引き続き重要な課題。
- 特に、平成27年度で復興庁の「県外自主避難者等への情報支援事業」が終了することに加え、福島県では、平成29年3月で自主避難者に対する仮設住宅の提供を終了する方針を公表しており、これらを踏まえ、県外避難者の帰還・生活再建を円滑に進めるため、県外避難者への相談支援・情報提供等の取組について、重点的な支援を図る。

事業の概要

- ①県外避難者への相談支援を行うNPO等支援団体の活動支援
- ②県外避難者の避難元自治体の現状の理解促進や、帰還後のネットワーク形成を支援するための交流会等の開催
- ③県外避難者の帰還・生活再建に係る情報提供、説明会の開催

取組事例(福島県)

(1) 県外避難者支援団体の活動支援

支援団体による相談、見守り、交流の場の提供などの支援活動を助成。

- ①県外支援団体による支援活動
- ②福島県内で、県外避難者と県民・県内支援団体との交流会
- ③避難先で、福島への帰還者が福島の現状等を話す交流会 等

(2) 県外避難者の「生活再建支援拠点」の設置等

- ①避難先で帰還や生活再建について直接相談できる「生活再建支援拠点」(全国25カ所)の設置
- ②「生活再建支援拠点」所在地を中心に、帰還や生活再建に関する支援策の相談会、説明会の開催等

平成28年度被災者支援総合交付金（第1回） 交付可能額通知について

平成28年度被災者支援総合交付金（第1回）について、本日、以下のとおり交付可能額を通知する。

<ポイント>

1. 28年度に被災者支援総合交付金を大幅に拡充（予算額：59億円⇒220億円）し、支援を充実。

①関連事業の統合（※1）により、被災者支援活動を一体的に支援。

②支援メニューの追加（※2）により、復興の進展に伴い、被災自治体が直面する課題への対応を支援。

※1 仮設住宅サポート拠点運営事業、被災地健康支援事業

※2 被災者支援総合事業（復興庁所管）

- ①住宅・生活再建支援事業
- ②コミュニティ形成支援事業
- ③「心の復興」事業
- ④被災者生活支援事業
- ⑤被災者支援コーディネート事業
- ⑥県外避難者支援事業

2. 第1回配分では、約152億円を配分。

住宅・生活再建の相談支援、住宅移行期のコミュニティ形成、心の復興、県外避難者支援など、被災地が直面する重要課題への対応を重点的に支援。

1. 交付可能額について

被災3県をはじめ、72自治体及び74団体から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおり。

事業費15,319百万円、国費15,177百万円

※計数は精査の結果、今後変動があり得る。

詳細は別添1（自治体）及び別添2（団体）の通り。

2. 主な事業（計数は交付可能額）

1. 被災者支援総合事業

≪（１）～（６）計 5, 933百万円（355事業）≫

（１）住宅・生活再建支援事業

①住宅・生活再建に関する支援センターの設置・運営

【岩手県、宮城県、福島県】

②住宅・生活再建の相談員の配置【大船渡市、仙台市、石巻市、多賀城市等】

≪823百万円（30事業）≫

（２）コミュニティ形成支援事業

①災害公営住宅等での入居者同士の交流支援、自治会の活動支援

【釜石市、多賀城市、岩沼市等】

②災害公営住宅等のコミュニティ支援員の配置【陸前高田市、富岡町等】

≪955百万円（54事業）≫

（３）「心の復興」事業

①農業：農作業の実施や、収穫時の料理教室の開催【団体】

②漁業：被災漁業者が子どもの漁業体験機会を提供【久慈市、福島県】

③ものづくり：手芸品の製作【団体】

④伝統文化：民俗芸能継承の活動【福島県】

⑤世代間交流：学生が仮設住宅に居住し入居者と交流【団体】

≪520百万円（101事業）≫

（自治体112百万円（32事業））
（団体408百万円（69事業））

（４）被災者生活支援事業

①仮設住宅で日常の困り事を支援する生活支援員の配置【富岡町等】

②仮設住宅巡回バス運行による高齢者等の通院・買い物支援【川俣町等】

③仮設運動場等への児童の送迎支援【宮古市等】

≪2, 659百万円（143事業）≫

（５）被災者支援コーディネート事業

○被災地での支援体制の充実、企業CSR活動と被災地ニーズのマッチング

【団体】

≪175百万円（7事業）≫

〔 自治体 2 4 百万円（3 事業）〕
〔 団体 1 5 0 百万円（4 事業）〕

（6）県外避難者支援事業

- ①県外避難者支援を行う団体助成、県外避難者への相談・交流会開催【福島県】
- ②相談員の配置、避難者支援拠点の運営【山形県、新潟県等】

≪ 8 0 0 百万円（2 0 事業）≫

2. 被災者見守り・相談支援事業

- 生活支援相談員の配置による見守り【岩手県、宮城県、福島県等】

≪ 4, 6 0 2 百万円（1 1 事業）≫

3. 仮設住宅サポート拠点運営事業

- 仮設住宅隣接のサポート拠点で高齢者等の総合相談、生活支援
【岩手県、宮城県、福島県等】

≪ 1, 2 3 9 百万円（1 2 事業）≫

4. 被災地健康支援事業

- 保健師等による仮設住宅への巡回保健指導【岩手県、宮城県、福島県】

≪ 6 0 5 百万円（1 2 事業）≫

5. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

- ①遊び場の確保（遊具の整備、子育てイベント）【岩手県、宮城県、福島県等】
- ②親を亡くした子ども等への相談援助【岩手県、宮城県、福島県等】
- ③保育所等の給食検査【福島県、郡山市、いわき市等】
- ④保育料減免事業【宮城県等】

≪ 2, 4 7 3 百万円（5 2 事業）≫

6. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

- 県内の子供を対象として、学校等が実施する自然体験や交流活動の支援
【福島県】

≪ 3 2 4 百万円（1 事業）≫

《別添資料》

- ・別添１：平成２８年度被災者支援総合交付金（第１回）交付可能額（自治体別）
- ・別添２：平成２８年度被災者支援総合交付金（第１回）交付可能額（団体別）
- ・別添３：被災者支援総合交付金の概要
- ・別添４：平成２８年度「心の復興」事業 主な取組事例について

本件連絡先：

（復興庁被災者支援班）

担当：諏訪、後藤

電話：０３－５５４５－７４８１

平成28年6月13日

自主避難者等への支援に関する関係省庁会議

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
について



福島県の子供たちを対象とする 自然体験・交流活動支援事業について

※復興特別会計に計上
前年度予算額 : 59億円の内数
28年度予算額 : 220億円の内数

趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

事業内容

- (1)対象者 福島県内の幼児・児童生徒(小中学生)
 - (2)実施主体 福島県(教育委員会)
 - (3)対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
 - 自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等)
 - 福島県内と福島県外の幼児・児童生徒の交流活動
 - (4)補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費
- ※27年度は、復興庁に新設された「被災者健康・生活支援総合交付金」の1メニューとして実施。
28年度は、「被災者支援総合交付金」(改称)の1メニューとして実施。

平成27年度実績

<幼稚園・保育所>

505園・所(約5.5万人)(うち県外活動実施:166園・所(約2.2万人))

○宮城県や山形県等における動物とのふれあいや生き物の観察等の日帰りの活動など

<小・中学校>

523校(約2.8万人)(うち県外活動実施:2校(50人))

○福島県内外での自然の家での宿泊による野外活動など

<社会教育関係団体>

11団体(289人)(すべて県外で活動実施)

○北海道や兵庫県等において6泊7日以上滞在による地域間交流活動や植物・野鳥観察など

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 平成27年度 活動事例

福島県川俣町立福田小学校

活動場所

北海道亀田郡七飯町(大沼ネイチャーセンター ほか)

実施日

平成27年6月30日(火)～ 7月3日(金)
【3泊4日】

対 象

川俣町立福田小学校 5・6年生

概 要

○北海道七飯町の小学生・北海道大学院生との交流・体験学習や、様々な自然体験活動を通じて、規律・協同・友愛奉仕の精神を養うとともに、児童の体力向上、豊かな感性や知的好奇心・探究心を育む。

○主な活動内容

- ・地元小学生との川俣町紹介や草木染め体験などの交流学習
- ・北海道大学院生との大沼の植生・動物・水質についての体験学習
- ・草木染め体験 ・馬への給餌・乗馬体験
- ・森の間伐からイカダ製作・イカダを使った湖上探検 など



県外避難者への相談・交流・説明会事業

1 事業の全体像

避難者や本県をとりまく現状

○避難指示の解除、子どもの進学、除染作業の進行、インフラの復旧などの折にふれて、避難者は帰還するか、避難先にとどまるか、他の地域へ転居するかなど、今後の生活再建に向けて判断していくこととなるが、特に全国に分散している県外避難者はその判断に必要な情報を避難先で得ることが難しく、情報収集のためには、多くの労力と時間をかけなければならない状況にある。

○応急仮設住宅の供与期間は現時点で平成29年3月末までとしており、恒久住宅への移行、避難者の早期の生活再建が重要な課題となる中で、全国の避難者が不安に感じている今後の帰還や生活再建に向けた県の支援策に関する情報等を全国各地の避難者に着実に届けるとともに、避難者が抱える不安や困りごとを身近で相談できる場が必要である。

対応の方向性

県外避難者が帰還や生活再建に向けて相談できる場、帰還や生活再建の判断に必要な情報の提供

○県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」の設置

○全国各地で県外避難者へ本県の支援策の情報等を提供する相談会・交流会等の開催

事業の内容

事業概要

県外避難者を全国各地で広域的に支援し、各地方の支援団体ネットワークの中核を担う団体で、帰還や生活再建に積極的に取り組むことのできる団体（20団体程度）に対して、次の①・②を委託する。

- ①生活再建支援拠点の設置・運営及び各地での相談対応
- ②全国各地で福島県が参加する相談会・交流会・説明会の開催

【主な役割分担】

福島県（事業主体）

- ・生活再建支援拠点が開催する相談会・交流会・説明会で、県外避難者へ支援策等の情報を提供

受託事業者（事業統括）

- ※福島県内に拠点を持つ支援団体ネットワークの中核的な団体等
- ・県との協働による支援団体選定
 - ・支援団体との契約手続き
 - ・事業の進捗管理・連絡調整
 - ・支援団体からの報告（避難者情報等）の取りまとめ、県へ定例報告
 - ・連絡調整会議（全体会）の開催
 - ・支援団体への研修の実施
 - ・支援団体への予算の配当
 - ・総括報告書の作成 など

連携

支援団体（全国20か所程度）

※避難者数が1,000人を超える地域

- ①生活再建支援拠点の設置・運営
 - ・人員確保、事務所開設
 - ・対面及び電話相談対応（週3日1名常駐） など
- ②福島県が参加する相談会・交流会
 - ・説明会の開催
 - ・各支援拠点で年2回開催。（会場の確保、避難者への周知、参加者の取りまとめ、講師等出席者への支払 など）

2 生活再建支援拠点の配置イメージ

※①「県外避難者等の相談に対する案内窓口『toiro』の設置」事業との連動

相談者（県外避難者）が必要とする「福島における支援情報等」については、支援拠点から依頼を受けた「toiro」（福島）が情報等を収集し、支援拠点に提供する。

⇒ 相談者は、避難先や福島における必要な支援情報等を避難先（支援拠点）で一括して、対面・電話で受け取ることができる。

※②「復興支援員及び広域支援団体の活動の側面支援」事業との連動

「避難先における支援情報等」について、支援拠点の受託団体は、自らの支援ネットワークだけでなく、「全国的な中間支援組織」の各地方ネットワーク（支援団体、行政、福祉機関等）から支援情報等の提供や、支援者・支援拠点間の情報共有・連携の場の提供などの側面支援を受けながら、相談者（県外避難者）への相談対応を行う。

⇒ 各支援拠点と支援者との連携が強化されることにより、相談者は、支援拠点から質・量ともに充実した避難先での支援情報等を受け取ることができる。

本県の各避難者支援事業（※①、②など）を連動させることにより、県外避難者の帰還や生活再建につなげていく。



■ 受託事業者（1団体・6名程度）

※運営：福島に拠点がある中核団体

- ・各拠点の統括
- ・連絡調整会議（全体会）の開催

● 生活再建支援拠点（全国20か所程度）

※運営：支援団体

（各拠点：1名体制）

- ・帰還や生活再建に向けた県外避難者への対面・電話での相談対応
- ・福島県が県外避難者に支援策等を情報提供する相談会、交流会、説明会の開催

参考

◆ toiro（県復興支援員3名体制） （ふくしまの今とつながる相談室）

- ・各支援拠点へ福島県の現状や福島県内における支援情報、支援団体等の情報提供



平成 28 年度における避難者支援の取組について

<福島県>

1 各都府県への職員派遣【避難者支援課】

避難者の多い各都府県に職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応にあたる。(平成 28 年度：14 都府県に駐在員 13 人派遣)

2 住宅の供与【生活拠点課】

県外避難者に対し、避難者受入自治体等の協力を得て、住宅を供与する。

3 ふるさとふくしま情報提供事業【避難者支援課】

(1) 地元紙提供事業

地元紙(福島民報・福島民友)の送付(46 都道府県 公共施設等へ週 2 回送付)

(2) 広報誌送付事業

国、県、市町村等の広報誌やお知らせ等の送付

- ・原発特例法の指定 13 市町村避難世帯へ月 2 回送付
- ・県外自主避難者世帯へ月 1 回送付

(3) 地域情報紙発行事業

地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行(毎月 1 号発行)

- ・47 都道府県、交流拠点や公共施設等へ送付

(4) 避難者支援ハンドブック発行事業

避難者への支援情報やお知らせ等を改めて幅広く集約し、相談先等をわかりやすくまとめたハンドブックを作成し、避難者に提供することでそれぞれの生活再建を後押しする。

- ・県内外の全ての避難世帯、他自治体等へ配布

4 ふるさとふくしま交流・相談支援事業(民間団体等と連携した避難者支援)

【避難者支援課】

(1) 避難者支援団体への補助事業(拡充)

県外避難者が避難先で安心して暮らし、将来的に帰還や生活再建につながるよう、県外の避難者支援団体等による相談、見守り、交流の場の提供など、避難者のニーズ等に応じた支援活動の経費の助成を行う。

[追加活動]

- ・広域支援団体による支援活動
- ・県内での県民・県内支援団体等との交流会
- ・県外で帰還者が福島の実状等を話す交流会等

(2) 県外への復興支援員設置

関東各都県・山形県・新潟県等に復興支援員を設置し、県外駐在員と共に避難者に対する戸別訪問や相談対応等を行う。

[主な活動]

- ・避難者に対する戸別訪問、避難者への情報提供、相談対応
- ・避難元・避難先自治体や民間支援団体等との連携、関係者間の情報共有化促進

〔平成28年1月現在の設置状況（9都県に38名設置）〕

埼玉県：一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会（3名）（平成26年11月～）
東京都：一般社団法人東京臨床心理士会（4名）（平成26年11月～）
公益社団法人東京社会福祉士会（5名）（平成26年11月～）
千葉県：社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（4名）（平成26年12月～）
神奈川県：神奈川県臨床心理士会（5名）（平成27年2月～）
群馬県：ぐんま暮らし応援会（5名）（平成27年4月～）
山形県：社会福祉法人山形県社会福祉協議会（2名）（平成27年5月～）
茨城県：社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（3名）（平成27年7月～）
新潟県：社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（3名）（平成27年7月～）
栃木県：特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク（4名）
（平成28年1月～）

(3) 全国的な避難者支援ネットワークを活用した避難者支援

避難先で活動する団体への支援やネットワークづくりなどを全国で取り組んでいる全国の避難者支援団体などから構成される組織と連携して、帰還や生活再建に向けた支援団体等の活動を支援する。

〔委託概要〕・避難先で活動する団体への支援

- ・全国避難者支援ネットワークの構築
- ・避難者への各種支援に係る情報収集及び情報提供
- ・復興支援員間や広域支援団体間の連絡調整
- ・復興支援員や広域支援団体が活動する際に必要となる協力団体との調整

(4) 避難者相談案内窓口の設置

避難者向けの総合相談窓口（窓口への案内が中心）を開設し、避難者が抱える課題にきめ細かに対応していく。

また、復興に向け活動する県民等を県外に派遣し、福島の正しい情報を伝えることで、県外避難者に帰還のための判断材料等を提供する。

(5) 避難者支援を行う受入県等への補助

本県からの避難者が、避難の長期化に伴う孤立防止を始め、帰還や生活再建に向けて支援を受けられるよう、受入県が実施している見守りや相談対応等の支援を継続するために必要な助成を行う。

(6) 県外避難者への相談・交流会開催等の業務委託（新規）

県外避難者が避難先で今後の帰還や生活再建を相談できる場の提供や、本県が支援策に関する情報等を全国各地の避難者に届けるための相談会・交流会・説明会開催の業務を委託し、避難者が帰還や生活再建を判断するために必要な支援を行う。

(7) 県内避難者・帰還者支援事業（新規）

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難した県民や避難指示解除等により帰還した県民に対し、新たなコミュニティ形成の取組や、仮設住宅に閉じこもりがちな高齢者等が人と人のつながりや生きがいを持つための取組を行う県内NPO等支援団体に補助する。

5 ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業

(1) ふるさと住宅移転支援事業【避難者支援課】

避難指示区域外からの避難世帯が、県内外の応急仮設住宅等から、県内（県内避難世帯は避難元市町村）の自宅等へ移転した場合に要した費用について、補助金を交付する。

〔実施期間〕 平成 27、28 年度の 2 年間

〔補助額（定額）〕 県外からの移転 10 万円（5 万円）

県内からの移転 5 万円（3 万円） ※（ ）内は単身世帯

(2) 避難者の住宅確保支援事業（新規）【生活拠点課】

雇用促進住宅の空き住戸を活用して必要な修繕を行い、応急仮設住宅等を退去した後の住宅確保が困難な避難世帯に対して、一定期間の住宅確保を支援する。

(3) 民間賃貸住宅家賃補助事業（新規）【生活拠点課】

応急仮設住宅等に避難している世帯等のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯に対して、民間賃貸住宅等の家賃の一部を補助する。

6 母子避難者等高速道路無料化支援事業【避難者支援課】

原発事故に伴う母子避難者等に対し、避難先と避難元との移動に伴う経済的負担を軽減するため、高速道路の無料措置を実施する。

〔実施期間〕 平成 25 年 4 月 26 日～平成 29 年 3 月 31 日

〔対象走行〕 避難先、避難元最寄りのインターチェンジ間の走行

7 避難者意向調査【避難者支援課】

避難の長期化等により避難者を取り巻く環境も変化していることから、避難者の現在の生活状況や支援ニーズを把握し、今後の支援施策の充実につなげる。

8 ふるさと・きずな維持・再生支援事業【文化振興課】

NPO 法人等による絆力（行政・支援者・地元住民等を結びつける力など）を活かした本県の復興支援等の取組に対して、補助金を交付する。（補助率：9/10 以内）

9 帰還支援アプリの利用促進【情報政策課】

東日本大震災で避難されている方々などに対し、帰還に向けての判断材料や、ふるさとの復興状況について積極的に情報提供するための一助として、スマートフォンやタブレット向けの「帰還支援アプリ」を開発し、昨年 11 月 6 日より一般の利用を開始した。

今後、施設の検索機能を充実するなどして、利用の促進を図っていく。

10 ホールボディカウンター検査の実施【県民健康調査課】

県外医療機関等への委託により県外避難者を対象にホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施する。

〔参考：平成 28 年度委託先〕

①青森県：弘前大学医学部附属病院

⑥滋賀県：大津赤十字病院

②宮城県：杜の都産業保健会

⑦愛媛県：愛媛大学医学部附属病院

③茨城県：日本原子力研究開発機構

⑧広島県：広島大学病院

④新潟県：新潟県放射線検査室

⑨長崎県：長崎大学病院

⑤石川県：金沢医療センター

1 1 甲状腺検査の実施等【県民健康調査課】

震災時概ね18歳以下の福島県民を対象に甲状腺検査を実施。福島県外においては、全ての都道府県の101医療機関で甲状腺検査を受診することができる。

また、県民健康調査甲状腺検査の二次検査において、甲状腺しこり等（結節性病変）があり、経過観察や治療を医師から勧められ、医療機関に通院・入院している（していた）方等を対象として、甲状腺検査サポート事業を実施する。

〔甲状腺検査サポート事業 事業内容〕

- ・対象者からの申請に基づく支援金の交付
- ・対象者の保険診療に係る診療情報の収集・活用

1 2 県外避難者に対する心のケア事業【障がい福祉課】

各都道府県等が実施する避難者を対象とした心のケア事業等の受託実績があるなど、適時適切な事業運営が確保できると認められる現地の民間団体等に業務委託を行い、避難者からの相談窓口の開設等の事業を実施する。

〔参考：平成28年5月末現在の委託先団体〕※10都道府県

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ①山形県：公益社団法人山形県看護協会 | (平成25年10月～) |
| ②茨城県：茨城県精神保健協会 | (平成26年10月～) |
| ③千葉県：一般社団法人千葉県臨床心理士会 | (平成25年10月～) |
| ④東京都：一般社団法人東京臨床心理士会 | (平成25年10月～) |
| ⑤新潟県：新潟県精神保健福祉協会 | (平成25年10月～) |
| ⑥静岡県：静岡県臨床心理士会 | (平成26年10月～) |
| ⑦京都府：一般社団法人京都精神保健福祉協会 | (平成26年12月～) |
| ⑧神奈川県：神奈川県臨床心理士会 | (平成27年2月～) |
| ⑨埼玉県：埼玉県臨床心理士会 | (平成27年2月～) |
| ⑩北海道：一般社団法人北海道精神保健福祉士協会 | (平成28年2月～) |

1 3 ふくしま子ども支援センターの取組【児童家庭課】

福島県からの避難者が多数生活している都道府県において、県外避難者の子どもの心のケア事業に係る支援者および支援団体向け研修会、県外避難者に対する交流会等を開催する。

1 4 帰還者の住宅再建支援

(1) 住宅復興マッチングサポート事業【建築指導課】

被災者・避難者の住宅再建やふるさとへの帰還を支援するため、住宅再建を希望する被災者等に工務店等を紹介する。

〔担当窓口〕一般社団法人 福島県建築士事務所協会

〔実施業務〕・被災者等に対する工務店、設計者、不動産業者の紹介

・工務店に対する職人・建材事業者の紹介

(2) 福島県空き家・ふるさと復興支援事業 **【建築指導課】**

被災者・避難者や県外からの移住者が自ら居住するために行う空き家のリフォーム等に補助金を交付する。

〔補助内容〕 ①リフォーム：工事費の2分の1（最大150万円）

②ハウスクリーニング等：最大40万円（改修前に必要な清掃等）

(3) ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 **【建築指導課】**

県産木材を使用して木造住宅の建設等を行う建築主に対して、県産の農林水産品等と交換可能なポイント（1ポイント1円相当）を交付する。

〔補助内容〕 ①一般向け 20万ポイント

②被災者・避難者向け 30万ポイント

15 避難者向け住戸改修事業（新規） **【建築住宅課】**

子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者のうち応急仮設住宅等に居住している方に対して、改修した既設県営住宅へ優先的に入居できるよう、新たに優先募集枠を設け、提供する。

避難者支援の重点施策

平成28年3月27日

福島県

県外避難者支援の強化

避難者・帰還者支援に取り組む 民間団体との連携強化

県外避難者の 「生活再建支援拠点」の設置【新規】

- 関東各都県を始めとする全国20箇所程度の「生活再建支援拠点」の設置による相談機能の強化。
- 「生活再建支援拠点」所在地を中心に開催する相談会・交流会・説明会の開催頻度の大幅拡大。

【平成28年度予算額：219,989千円】

県外避難者支援団体の 活動支援【拡充】

助成枠を大幅に拡充するとともに、避難者と県民との交流の機会を作る事業など、新たな取組への支援も拡大。

【新たな支援対象事業等】

- 広域支援団体による支援活動
- 県内での県民・県内支援団体等との交流会
- 県外で帰還者が福島の現状等を話す交流会など

【平成28年度予算額：301,761千円】

※ 平成27年度予算額：40,000千円

県内避難者・帰還者支援のための民間 団体の活動支援【新規】

県内で避難生活を送る県民や避難指示の解除等により帰還した県民の方々が、新たなコミュニティを形成するための活動などを支援。

【主な支援対象事業等】

- 農業・水産業・伝統芸能などの体験を通じた避難者・地域住民等の交流
- 若者が中心となった地域活性化イベント
- ものづくりを通じた、世代を超えた交流の機会 など

現 状 ・ 課 題

- 現在も4万人を超える県外避難者
- 避難生活の長期化による課題の多様化
- 応急仮設住宅の供与終了に向けた対応

県外自主避難者支援体制強化事業（復興庁 ボランティア・公益的民間連携班）

28年度概算決定額 0.4億円【復興枠】

事業概要・目的・必要性

○事業の目的

27年8月に「子ども・被災者支援法」に基づく基本方針が改定され、福島県から県外への自主避難者について、いずれの地域にかかわらず被災者が自ら居を定め、安心して自立した生活ができるように定住支援に重点を置くこととされていることを踏まえ、帰還や避難先での定住等、具体的な定住支援に向けた情報提供等に係る支援を強化する。

○事業の概要

- ・ 全国のNPO等支援団体の自主避難者支援に係る活動事例や連携事例、避難先自治体における定住に向けた各種の情報や施策等を収集・管理し、全国のNPO等支援団体に提供する体制をつくることにより、NPO等支援団体による定住に向けた支援の取組を強化する。
- ・ 事業の円滑な実施を図るため、知見を有する事業管理者（民間調査会社を想定）に、本事業における情報収集及び提供等に係る業務を委託する。

○事業の必要性・緊急性

子ども被災者支援法第3条において、国は被災者生活支援等施策を総合的に策定し実施する責務を有し、また、同法第12条においては、国は被災者に対し必要な情報を提供する体制整備に努めることが規定されている。

平成27年度までは「県外自主避難者等情報支援事業」により、自主避難者に対するNPO等支援団体による情報提供等の体制の構築を行ってきたが、28年度以降においては、改定基本方針に基づき、避難者の定住に向けた具体的な支援の推進を図っていく必要がある。

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成27年8月改定）

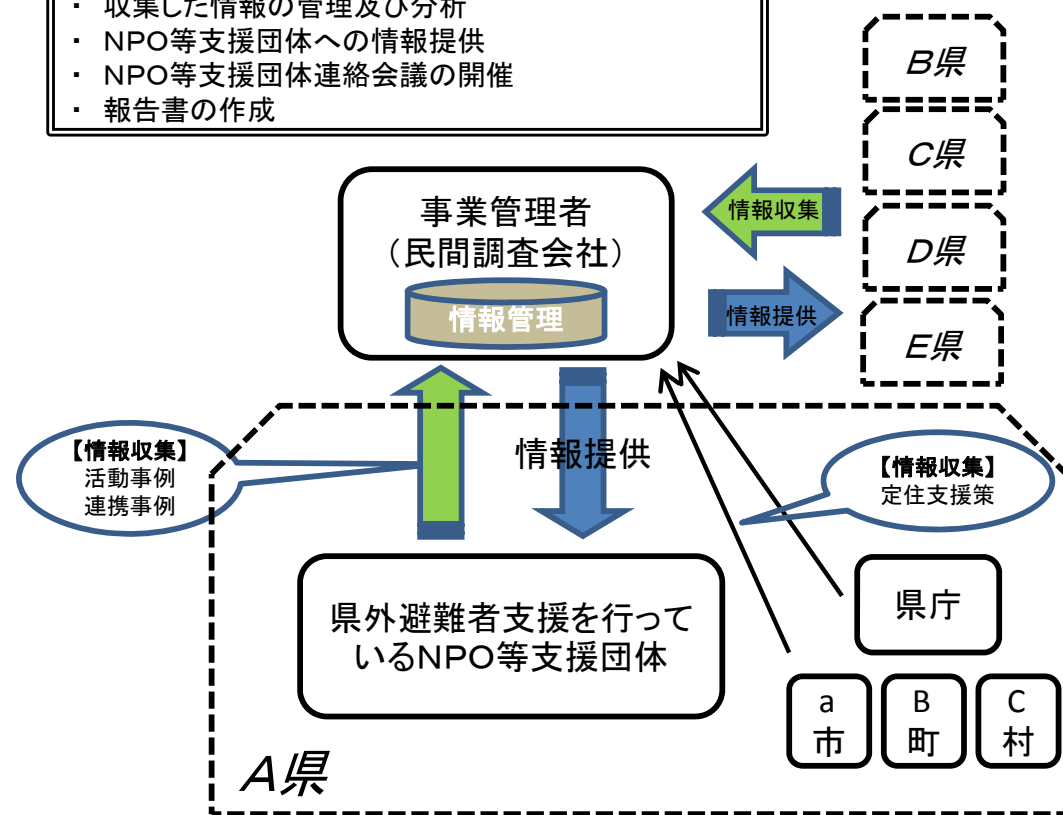
Ⅲ（被災者生活支援等施策に関する基本的な事項）～抜粋～

さらに、現在避難している地域において活動している各種支援団体が、個別の事情に寄り添い、定住に向けた具体的な支援を行うことにより、被災者がいずれの地域においても安心して生活を営むことができるよう、避難者を受け入れている地方自治体とも連携し、適切に対応していく。

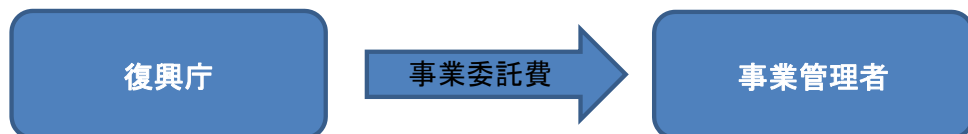
事業イメージ

【事業内容】

- ・ NPO等支援団体の活動事例等及び避難先自治体の定住支援策等の情報収集
- ・ 収集した情報の管理及び分析
- ・ NPO等支援団体への情報提供
- ・ NPO等支援団体連絡会議の開催
- ・ 報告書の作成



資金の流れ



期待される効果

- ・ NPO等支援団体が自主避難者個々の事情に寄り添って定住に向けた具体的な支援を行うに当たり、NPO等支援団体による支援の取組を通じて、被災者がいずれの地域においても安心した生活を営むことができるようにしていくなど、基本方針における基本的方向である定住支援の推進に資するものとなる。

「県民健康調査」検討委員会

県民健康調査における中間取りまとめの概要

経緯

- 福島県において「県民健康調査」検討委員会をこれまでに22回開催し、福島県の実施する県民健康調査の現状や課題を把握し、今後の支援の在り方を検討。
- 論点整理の後、第20回から第22回の議論を踏まえ、座長が各委員と調整の後、中間的な取りまとめが取りまとめられた。(平成28年3月30日公表)

主なポイント

- 県民健康調査の各調査項目についての今後の考え方を整理。
- これまでに^{※1}発見された甲状腺がんについて、放射線の影響とは考えにくいと評価している。
- 乳幼児の採血については保護者の希望がある場合にのみの限定的な実施に留めるべきである。
- 避難等による生活環境の変化などによる健康影響がメンタル面でも認められており、こうした放射線の間接的な影響への対策を一層重視していくべきである。
- 先天異常の発生率については、福島県における平成23年度から平成25年度のデータは、一般的な発生率に比べむしろ低かった。
- 調査結果が国内外の専門家に広く活用されるよう、データの管理や提供ルールを定める必要がある。
- 各種がんの発生状況を捉えるため、がん登録の精緻化を加速させ、その結果を適宜公表していくべきである。

(※1 平成28年3月30日公表時点)

【関連資料】

- 福島県ウェブサイト:「県民健康調査」検討委員会 資料一覧

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html>

- 福島県ウェブサイト: 県民健康調査における中間取りまとめ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai-chukantorimatome.html>

県民健康調査における中間取りまとめ

平成 28 年 3 月 福島県県民健康調査検討委員会

1. はじめに

本検討委員会は、福島県の実施する県民健康調査が十分な成果を収めるよう、またその調査結果が県民・国民の信頼を得られるよう、さまざまな専門的見地から助言や提言を行うことを任務としている。

この調査の開始から 5 年目という区切りの時期を迎え、これまでの調査により把握出来たこと出来なかったこと、得られた調査結果に対する評価等についての議論を経て、一定のまとめを行った上で明文化し次の段階に進むことが必要であると考え、今回、取りまとめるものである。

2. 県民健康調査の目的について

本調査の目的は、本委員会設置要綱に次のように記されている通りである。

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図る。」

この記述から、本調査は 2 つの目的を内包していることが分かる。すなわち第 1 に、事故による被ばく線量の評価を行うとともに被ばくによる健康への影響について考察すること。第 2 には、被ばくによるものであると避難等によるものとを問わず、事故の影響が県民の健康に及ぶ事態を想定してその予防や治療に寄与することである。

3. 各種調査の結果と評価

(1) 基本調査

【調査結果の概要】

事故後 4 か月間における外部被ばく実効線量の推計を実施。平成 27 年 12 月末現在、回答数は、564,083 人、回答率は 27.4%、推計期間が 4 か月未満の方及び放射線業務従事者を除く 459,620 人の推計結果は、最高値 25mSv、62.1%が 1mSv 未満、93.8%が 2mSv 未満、99.8%が 5mSv 未満となっている。なお、これまで得られている被ばく線量分布が県全体の状況を正しく反映しているか否か、その代表性について検証する作業が行われた。

【評価・今後の方向性】

- ① 本調査で得られた線量推計結果や当時の行動記録は、事故後4か月間の外部被ばくに限られたデータであるが、今後被ばくによる健康影響を長期的に見守っていく上での基礎となるものである。
- ② 本調査で得られた線量推計結果（事故後4か月間の外部被ばく実効線量：99.8%が5mSv未満等）は、これまで得られている科学的知見に照らして、統計的有意差をもって確認できるほどの健康影響が認められるレベルではないと評価する。
- ③ 代表性の検証により、これまでに集計、公表している外部被ばく線量の分布が県民全体の状況を正しく反映し、偏りのないものとなっていることが確認されたことから、更なる回答率の向上を目標とするよりも、自らの被ばく線量を知りたいという県民に対し窓口を用意するという方向にシフトすべきである。

(2) 甲状腺検査

【調査結果の概要】

平成 23 年 10 月に開始した先行検査（一巡目の検査）においては、震災時福島県に居住の概ね 18 歳以下の県民を対象とし、約 30 万人が受診（受診率 81.7%）、これまでに 113 人が甲状腺がんの「悪性ないし悪性疑い」と判定され、このうち、99 人が手術を受け、乳頭がん 95 人、低分化がん 3 人、良性結節 1 人という確定診断が得られている。[平成 27 年 6 月 30 日集計]

【評価・今後の方向性】

（甲状腺検査評価部会の中間取りまとめを踏まえ、本委員会として要約・整理・追加した。）

◇ 先行検査（一巡目の検査）を終えて、わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い甲状腺がんが発見されている。^{※1}このことについては、将来的に臨床診断されたり、死に結びついたりすることがないがんを多数診断している可能性が指摘されている。

これまでに発見された甲状腺がんについては、被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さい^{※2}こと、被ばくからがん発見までの期間が概ね 1 年から 4 年と短いこと、事故当時 5 歳以下からの発見はないこと、地域別の発見率に大きな差がない^{※3}ことから、総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくいと評価する。

但し、放射線の影響の可能性は小さいとはいえ現段階ではまだ完全には否定できず、影響評価のためには長期にわたる情報の集積が不可欠であるため、検査を受けることによる不利益についても丁寧に説明しながら、今後も甲状腺検査を継続していくべきである。

- ① 放射線被ばくの影響評価には、長期にわたる継続した調査が必須である。
- ② 事故初期の放射性ヨウ素による内部被ばく線量の情報は、今回の事故の影響を判断する際に極めて重要なものであり、こうした線量評価研究との連携を常に視野に入れて調査を進めていくべきである。
- ③ 今後、仮に被ばくの影響で甲状腺がんが発生するとして、どういうデータ（分析）によって、影響を確認していくのか、その点の「考え方」を現時点で予め示しておくべきである。
- ④ 放射線の影響を受けやすいという観点からは、検査対象者の中で、特に、事故当時の乳幼児における検査結果は重要なものである。
- ⑤ 県外への転出等が増加する年代に対する受診案内の確実な送付を徹底すべきである。
- ⑥ 個々の甲状腺がんの原因の特定は困難であるものの、集団として捉えた場合、二次検査を受ける患者の多くは、今回の甲状腺検査がなければ、少なくとも当面は（多くはおそらく一生涯）、発生し得なかった診療行為を受けることになると考えられるため、甲状腺検査を契機として保険診療に移行した場合の経済的負担を解消する施策は継続すべきである。
- ⑦ 今回の原子力発電所事故は、福島県民に、「不要な被ばく」に加え、「不要だったかもしれない甲状腺がんの診断・治療」のリスク負担をもたらしている。しかし、甲状腺検査については、事故による被ばくにより、将来、甲状腺がんが発生する可能性が否定できないこと、不安の解消などから検査を受けたいという多数県民の意向もあること、さらには、事故の影響による甲状腺がんの増加の有無を疫学的に検討し、県民ならびに国内外に示す必要があることなどを考慮しなければならない。
- ⑧ 甲状腺検査については、県民の理解の促進を図り、受診者等の同意を得て実施していくという方針の下で、利益のみならず不利益も発生しうること、甲状腺がん（乳頭がん）は、発見時点での病態が必ずしも生命に影響を与えるものではない（生命予後の良い）がんであることを県民に引き続きわかりやすく説明したうえで、被ばくによる甲状腺がん増加の有無を検討することが可能な調査の枠組みの中で、現行の検査を継続していくべきである。
- ⑨ 甲状腺検査の対象者やがんと診断された者の置かれた状況に鑑み、カウンセリング等の精神的なサポートを充実させていくべきである。

(3) 健康診査

【調査結果の概要】

平成 23 年度から避難区域等に居住していた県民を対象に、白血球分画等の検査項目を追加した健康診査を実施している。また、平成 24 年度からは、特定健診や事業所健診等の対象となっていない方に、特定健診と同等の健康診査の受診機会を提供している。

平成 23 年度から平成 25 年度に実施した避難区域等居住歴のある県民を対象とした健診結果※⁴（16 歳以上）からは、震災直後増加した肥満、肝機能障害は多くの地域で改善

傾向・あるいは上昇に歯止めがかかっていることが読み取れるものの、高血圧、脂質異常を有する者の割合は高いままであり、糖尿病は依然として増加し続けていること、また、腎機能障害の割合は、特に 65 歳以上の受診者で増加傾向にあることから、いずれの生活習慣病関連調査項目も震災前の状態には戻っていないと言える。

こうした分析結果を市町村に還元し、疾病予防・健康づくりに活用されているとともに、健診結果説明会の開催や各市町村広報誌を介した健康啓発にも取り組んでいる。

平成 23、24、25 年度を通じ、避難区域等居住歴のある小児において赤血球数、白血球数、血小板数の値に変化はみられなかった。白血球分画のうち、好中球、リンパ球、単球、好酸球、好塩基球の実数値平均値は小児の各年齢層、平成 23、24、25 年度を通じて大きな変化は認められなかった。

受診率（避難区域等居住県民を対象とした健康診査）

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度※
15 歳以下	64.5%	43.5%	38.7%	35.6%
（0－ 6 歳	64.6%	45.0%	40.9%	37.4% ）
（7－15 歳	64.4%	42.6%	37.5%	34.7% ）
16 歳以上	30.9%	25.4%	23.0%	22.2%

※ 速報値：平成 27 年 9 月 1 日現在

【評価・今後の方向性】

- ① 白血球数・分画の結果から、放射線の直接的な影響については、現在のところ確認されていない。一方、循環器危険因子（肥満、高血圧、脂質異常、糖尿病、腎機能障害、高尿酸血症）の増加がみられ、放射線の間接的な影響（避難等による生活環境の変化などによる健康影響）が考えられることから、これらについては対策を一層重視していくべきである。
- ② 乳幼児の採血については、保護者の十分な理解に基づく希望がある場合にのみの限定的な実施に留めるべきである。

(4) こころの健康度・生活習慣に関する調査

【調査結果の概要】

平成 23 年度から避難区域等に居住していた県民を対象に、「こころ」や「からだ」の健康上の問題を把握し、適切なケアを提供するため、アンケート調査を実施している。回答内容から、こころの健康上、相談・支援の必要があると判断された方には、電話等による相談、支援などを行っている。

平成 23 年度から平成 25 年度の調査結果^{※5}では、こころの健康に関して支援が必要と考えられる大人、子どもの割合は、共に年々減少している。しかし、大人ではまだ 2 割近くの方で被災によって生じた「トラウマ反応」が長引いている可能性があり、気分障害や

不安障害の可能性がある方の割合も全国平均と比べて3倍以上となっている。どの年齢区分の子どもでも、支援が必要と考えられる子どもの割合は、被災していない地域の子どものと比べて高い数値である。

生活習慣に関しては、震災前後で3kg以上体重が変化した方が3-4割に上っている一方で、喫煙率が低下するとともに定期的な運動をする人の割合は増えており、少しずつ生活習慣の改善を心掛ける方が増えているといえる。

放射線リスク認知に関する質問の回答について、平成23年度と25年度結果を比較すると、「晩発的影響の可能性が高い」と答えている人が48.1%から39.6%へ、「次世代への影響の可能性が高い」と答えている人が60.2%から48.1%へとそれぞれ下がっていることから、徐々にではあるが放射線のリスクへの不安が低下していることがうかがわれる。

回答率

	平成23年度	24年度	25年度	26年度※
子ども	63.4%	41.3%	35.8%	26.3%
一般	40.7%	29.9%	25.0%	23.4%
合計	43.9%	31.3%	26.3%	23.8%

※ 速報値：平成27年10月1日現在

【評価・今後の方向性】

- ① 避難地域等の居住歴がある県民の心理状況を把握し、電話等による支援を行ってきたことは評価される。一方、毎年調査票が送付され回答を求められる心理的負荷や現行調査のアプローチからのみではハイリスク非回答者への支援に結びつかないことを今後一層考慮していくべきであり、県市町村や関係機関による総合的なメンタルヘルス対策に移行していくべきである。
- ② 避難等による生活環境の変化などによる健康影響がメンタル面でも認められており、こうした放射線の間接的な影響への対策を一層重視していくべきである。
- ③ 「次世代への影響」といった極めて長期的な影響を心配している方が未だ半数近くいることから、引き続き、心配について聞き取りの機会を増やし、健康調査の結果も含め求められる情報を丁寧に説明する努力が必要である。

(5) 妊産婦に関する調査

【調査結果の概要】

平成23年度から、県内市町村において母子健康手帳を交付された方等を対象に、妊産婦のからだやこころの健康状態を把握し、不安に寄り添いつつ必要なケアを提供するとともに、今後の福島県内の産婦人科医療の充実へつなげていくことを目的として、アンケート調査を実施している。回答内容に基づいて、必要があると判断された方には、専任の助

産師、保健師等による電話連絡を行っている。

平成 23 年度から平成 25 年度の調査結果^{※6}では、早産率はそれぞれ、4.75%、5.74%、5.40%、低出生体重児出生率は 8.9%、9.6%、9.9%と、同時期の全国平均の早産率 5.7%、低出生体重児出生率 9.6%とほとんど変わらなかった。

一方、妊婦のうつ傾向は、27.1%、25.5%、24.5%と年度ごとに低下傾向を認めるものの未だ高率^{※7}であった。

先天異常の発生率については、平成 23 年度から平成 25 年度で、それぞれ 2.85%、2.39%、2.35%と、一般的な発生率 3～5%^{※8}に比べむしろ低かった。

なお、平成 25 年度厚生労働科学研究「先天異常モニタリング解析による本邦の先天異常発生状況の推移とその影響要因（放射線被ばくの影響、出生前診断の影響等を含む）に関する研究」の研究報告書においては、福島県の震災後の 36 分娩施設、17,773 児の調査結果は全国的事例と同様の傾向にあり、他都道府県と比較して、特に高い先天異常発生率は認められていないとされている。

回答率

平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
58.2%	49.5%	47.7%	47.2%

【評価・今後の方向性】

- ① 震災後の妊産婦の置かれた状況や心理状況を把握し、電話等による支援を行ってきたことは評価される。妊娠・出産を希望する方が、安心して妊娠・出産できるようにするため、支援の在り方を含め、今後の調査の方向性を引き続き検討していくべきである。
- ② 若い世代が自信をもって県内で妊娠・出産できるように、本県における先天異常の発生率等を継続的に把握し、一般的なレベルを超えていないことなど妊娠・出産にかかる正確な情報を積極的に発信していく必要がある。

4. その他

(1) 調査結果の活用について

- ① 個人情報保護も重要であるが、データの市町村における活用の促進についても検討が必要であり、市町村保健事業等個人の健康管理の取組との連携に活用すべきである。
- ② 調査結果が国内外の専門家にも広く活用されるよう、データの管理や提供のルールを定める必要がある。
- ③ 調査結果等について国際的にも正しく評価されるようにすべきであり、適宜英語などでのリリースを充実させるべきである。

(2) 他の調査との連携

- ① 甲状腺がんのみならず、各種がんの発生状況を捉えるため、がん登録の精緻化を加速させ、その結果を適宜公表していくべきである。

5. おわりに

県民健康調査開始時、調査の目的として「県民の健康不安の解消」を掲げていたことや非公開で事前の資料説明を行っていたことが、調査結果の評価に関し委員会が予断を以て臨んでいるかのような疑念を生むことになったことから、これを一つの教訓として、委員会を運営してきた。

東京電力福島第一原子力発電所事故から5年が経過したが、福島県は未だ復興の途上にある。福島未来を創造していくためには、県民の健康増進、特にこれからの福島未来を担う若い世代の健康を見守ることは極めて重要である。そのためにも県民健康調査が県民の理解と協力を得て、福島未来に資するものとなるよう、今後とも本委員会において議論を重ね、専門的立場から助言を行っていくこととしたい。

(資料・出典)

※1 福島県における甲状腺がん有病者数の推計 (第4回甲状腺検査評価部会資料)

※2 福島原発事故における甲状腺被ばくの線量推定 (第22回検討委員会資料)

※3 県民健康調査「甲状腺検査(先行検査)」結果概要【確定版】(第20回検討委員会資料)
②-10 表9.地域別にみたB・C判定者、および悪性ないし悪性疑いの者の割合

※4 平成23～25年度 県民健康調査「健康診査」健診項目別受診実績基礎統計表
(第17回検討委員会資料)

※5 平成25年度 「こころの健康度・生活習慣に関する調査」結果概要
平成25年度 県民健康調査「こころの健康度・生活習慣に関する調査」結果報告書
(第19回検討委員会資料)
平成24年度 「こころの健康度・生活習慣に関する調査」結果概要
平成24年度 県民健康調査「こころの健康度・生活習慣に関する調査」結果報告書
(第15回検討委員会資料)
平成23年度 「こころの健康度・生活習慣に関する調査」結果概要
平成23年度 県民健康調査「こころの健康度・生活習慣に関する調査」結果報告書
(第11回検討委員会資料)

※6 平成25年度「妊産婦に関する調査」結果報告(第18回検討委員会資料)
平成24年度「妊産婦に関する調査」結果報告(第14回検討委員会資料)
平成23年度「妊産婦に関する調査」結果報告(第8回検討委員会資料)

※7 平成25年度「妊産婦に関する調査」結果報告(第18回検討委員会資料)

⑥-2 最下行～⑥-3 4行目

(参考: 健やか親子21(母子保健の国民運動計画)によると、エジンバラ産後うつ指標を用いて評価した「産後うつ」の割合は9.0%(平成25年)であるところ、本調査結果から算出されるエジンバラ産後うつ指標による産後うつの推定割合は13%。

推定資料: Mishina H, et al. Pediatr Int. 2009; 51: 48.)

※8 産婦人科診療ガイドライン 産科編 2014(編集・監修 日本産科婦人科学会 日本産婦人科医会) 81頁
「出生時に確認できる形態上の異常(胎児奇形)頻度は、3～5%とされ、その原因は多岐にわたる。」

マザーズハローワーク事業の概要

平成28年度予算額 30(29) 億円

拠 点

マザーズハローワーク（21箇所【平成18年度より設置】）

- ・ 子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。

※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（168箇所【平成19年度より設置】）

- ・ 平成19年度より、マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等中核的な都市のハローワーク（平成19年度35箇所、平成20年度60箇所、平成21年度40箇所、平成22年度15箇所、平成23年度5箇所、平成24年度5箇所、平成25年度4箇所、平成26年度2箇所、平成27年度4箇所、平成28年度5箇所）内のコーナーとして設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

福島避難者等就職支援事業における活用（平成25年度から実施） 平成28年度予算額 0.1（0.2）億円

福島避難者等支援事業において、福島県内避難先に従来から設置されているマザーズコーナーの運営体制を充実させ、帰還するまでの間の避難先での一時的な就業または帰還地域での就業を希望する子育て中の求職者個々の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施。〔就職支援ナビゲーター2人、職業相談員2人の配置〕

※避難先のマザーズハローワーク等においても、きめ細かな就職支援を実施。